

北海道アウトドアガイド資格認定更新時講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、北海道アウトドア資格認定等実施要領 第2の3の(4)の規定に基づき、北海道アウトドアガイド資格認定更新時講習（以下「更新時講習」という。）の実施等に関し必要な事項を定める。

第2 更新時講習の実施

1 実施団体

更新時講習は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）が実施するものとし、更新時講習を受講しようとする者は、業務センターの定めるところにより、申込みものとする。

2 更新時講習の実施標準等

(1) 更新時講習の実施標準は、別に定める。

(2) 業務センターは、この要領に定めるところにより、更新時講習の実施基準及び実施要領を定め、知事の承認を得るものとする。

なお、業務センターは、更新時講習の実施基準及び実施要領を変更するときには、知事の承認を得なければならない。

3 実施回数

更新時講習は、必要に応じて年複数回実施するよう配慮する。

4 受講資格

北海道アウトドアガイド資格（以下「ガイド資格」という。）を有する者で、更新時講習の実施日から起算し、ガイド資格の有効期限が1年未満にある者とする。

なお、有効期限の異なる複数の資格区分に係るガイド資格を有する場合であつて、本人が当該ガイド資格を同時に更新することを希望するときは、当該ガイド資格のうち有効期限が最も早い時期となっているものを基準に、受講することができるものとする。

5 ガイド資格の有効期限経過後の受講

ガイド資格の有効期限を過ぎた者で、有効期限後1年を経過しない場合において更新申請を行おうとする者に限り受講を認めるものとする。

ただし、入院等のやむを得ない場合で、原則事前に業務センターへの届け出が行われており、かつ有効期限より3年を経過しない場合において更新を行おうとする者についても受講を認めるものとする。

6 受講証明書の交付

(1) 業務センターは、更新時講習を受講した者には、別に定めるところにより北海道アウトドアガイド資格認定更新時講習受講証明書を交付するとともに、北

海道アウトドアガイド資格認定更新時講習受講者名簿（別記第1号様式）に記載するものとする。

（2）業務センターは、更新時講習終了後速やかに、北海道アウトドアガイド資格認定更新時講習受講者報告書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

第3 更新時講習受講料、受講証明手数料等

更新時講習受講料、受講証明手数料等の額は、業務センターが定めるものとし、その定めた金額を知事に報告するものとする。

第4 書類の保存

業務センターは、受講申請書等にあつては、3年間保存し、又は知事若しくは知事の指定する者に引き継ぐものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、講習の実施、修了認定の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

